

令和 6 年度～10 年度増殖指示量の決定について

1 根 拠

(1) 増殖義務

ア 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。（漁業法第 168 条）

イ 知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って増殖すべきことを命ずることができる。（漁業法第169条第1項）

ウ 命令を受けた者がその命令に従わないときは、知事は、漁業権を取り消さなければならない。（漁業法第169条第2項）

(2) 委員会の役割

ア 内水面漁場管理委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な指示をすることができる。（漁業法第 120 条）

イ 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。（漁業法第 171 条第 3 項）

2 増殖指示に関する内水面漁場管理委員会の決定事項

○ 「増殖指示の運用について」

（平成 7 年 2 月 13 日 第 156 回委員会決定）

1 増殖指示は、当該漁場において増殖すべき数量等の基準を示すものであって、魚種ごとにこれを上回る増殖がなされなければならない。

ただし、やむを得ない事由により増殖方法の変更等を行う必要が生じたときは、漁業協同組合は、その変更等の内容を委員会に報告し、その指示を受けるものとする。

2 委員会事務局は、1 のただし書きの報告があった場合は、会長に報告し、その指示を受けるものとする。

○ 「増殖指示量の決定方法等について」

(平成 15 年 11 月 27 日 第 185 回委員会決定)

- 1 指示は、数量指示とし、補足的に各漁協の増殖目標金額を示す。
- 2 各魚種の標準種苗サイズ等の基準を明示する。
- 3 各魚種別の指示量は、増殖実績等を勘案して行い、増殖実績のない魚種についても最低限の指示を行う。
ただし、今回の免許以降、全く実績のない魚種について、漁協から次回の免許内容の中に漁業権魚種として入れない旨の申し出があった場合には、指示しないこととする。
- 4 増殖目標金額の算出は、基準年を 5 年間（指示年の前々年度から 5 年間）とし、その間の基準金額の最大値、最小値を除き算出する。
- 5 増殖目標金額の算出は、各基準年の指導事業収入のうち、組合員が負担した金額に 0.35、その他の収入金額に 0.45 を乗じて得た金額とする。
- 6 指示は、5 年に一度とし、免許切替年度の翌年度からとする。
- 7 指示数量の下方修正が必要なときは、その都度委員会において協議を行う。

3 標準種苗サイズ

種苗放流の各魚種の標準サイズは下表のとおりとします。

なお、あくまでも標準的なサイズを示したものであり、種苗放流に当たっては、種苗入手の実情等に応じて対応して差し支えありません。

サイズを示していない魚種については、任意とします。

魚 種	1 尾の重量
あゆ	7 g
こい	5 g
ふな	5 g
うぐい	1 g
かじか	5 g
にじます、やまめ、あまご、いわな、ひめます、木崎ます	3 g